

合併浄化槽への転換補助金について

公共下水道区域以外の既存家屋に浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。

問 水道課 管理係

☎ 0986-76-8812

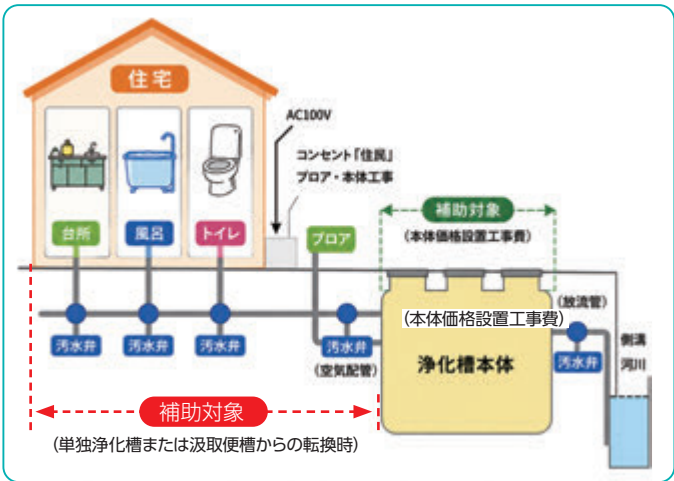
補助条件

- ・賃借料をとるなど営利目的の住宅でないこと。
- ・住宅と店舗を併設する場合、店舗面積が住宅面積を超えないこと。

補助金額

区分	浄化槽整備事業補助金	単独浄化槽または汲取便槽撤去費補助金	単独浄化槽または汲取便槽転換にともなう配管補助金
5人槽	33万2千円	上限9万円	上限30万円
7人槽	41万4千円		
10人槽	54万8千円		

補助対象範囲



浄化槽や補助金制度について、よくある質問を紹介します

Q. 単独浄化槽は今後使えなくなりますか？

A. 適正に維持管理されていればこれからも使用できます。ただし新たに設置できませんので、故障などで取り換える場合は、合併浄化槽(下水道区域は下水道)への切り替えが必要です。

Q. 浄化槽補助金は今後なくなるのですか？

A. 新築への補助金は令和8年度で終了しますが、転換に対する補助金は今後も継続予定です。ただし補助金の予算額に達した場合は年度途中で受付を終了することがあります。

Q. 市は特定の業者に浄化槽の推進業務を委託していますか？

A. 委託はしていません。「市から頼まれて訪問している」や「市公認です」と名乗る業者がいるとの情報がありますが、そのような事実はありませんので、ご注意ください。

曾於市子ども食堂ネットワークが発足！

曾於市子ども食堂ネットワークとは、市内の子ども食堂同士がつながり、食材や情報を共有しながら地域全体で子ども達を支える仕組みです。

子ども達の安心できる居場所づくりのため、家庭菜園や家庭で余ったお米などのご提供を、お近くの子ども食堂へお願いします。

地域の皆さまの温かいご理解とご協力をお願いいたします。



まるこ子ども食堂

開催日・時間 第3土曜日 11:30~13:00

場所 曾於市財部町北保1763-1

予約について 要予約

問合せ 090-9578-1673 (徳丸)

なないろ子ども食堂

開催日・時間 第3日曜日 12:00~13:00

場所 曾於市末吉町新町1丁目9-8

予約について 要予約

問合せ 080-6246-7716 (小園)

子ども食堂みんなの庭

開催日・時間 第一土曜日 11:00~13:00

場所 開催場所はInstagramにて配信

予約について 予約なし

問合せ 0994-82-5060 (みどりの庭)

お盆のクリーンセンター業務とごみ収集業務

お盆の業務日程

月	日	曜	クリーンセンター業務	収集業務
8	10	月	通常営業	通常営業
	11	火	祝日休業	通常営業
	12	水	通常営業	通常営業
	13	木		
	14	金		
	15	土	休業	休業
	16	日	特別搬入日	
	17	月	通常営業	通常営業

- クリーンセンター業務**
- ・8月15日(土) は休業します
 - ・8月16日(日) は第3日曜日で特別搬入日のため営業します
- ごみステーションのごみ収集業務**
- ・8月15日(土) はごみの収集は行いません。次回の収集日をご利用ください
- お願い**
- ・居住地確認のため免許証などの提示をお願いする場合があります
 - ・ごみは決められたとおりに分別して指定袋に入れてください
 - ・クリーンセンター内では係員の指示に従ってください
 - ・お盆の時期はクリーンセンターが大変混み合うので、分散して搬入してください

問 市民環境課 生活環境係
☎ 0986-76-88005



市外のごみは搬入できません



ライブカメラはこちら

・市ホームページでクリーンセンターのライブカメラを見ることが出来ますので活用ください。

最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について

対象になる世帯

- ①平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給していたすべての世帯
- ②平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護を受給したことがある世帯のうち、入院や介護施設などへの入所、障害者加算、年末の期末一時扶助が算定されていた世帯
- ③現在は生活保護を受給していない世帯の方も上記の期間に生活保護を受給していた世帯は対象になる場合があります

支給される金額

生活保護基準の「新たな水準」と「従来の水準」との差額が支給されます。

支給までの手続き

- ①現在、生活保護を受給中の方は原則として手続き不要です
- ※支給対象期間中に他の自治体で生活保護を受給したことがある世帯は、当時、保護を受けていた自治体への申出が必要になります。
- ②現在、生活保護を受給していない世帯は当時、生活保護を受給していた自治体で追加給付を行うので、その自治体での申出が必要です

支給スケジュール

今後、生活保護システムの改修を実施し準備が整い次第、追加給付を行いますのでそれまでしばらくお待ちください。

問 保護費の追加給付相談センター ☎ 0120-179-445



詳しくはこちら

令和9年4月採用曾於市役所職員を募集中

曾於市職員採用試験を実施します。

募集職種および募集人数

・保健師 若干名

・建築技術 若干名

・一般事務 若干名

試験案内の入手方法

・本庁総務課または各支所地域振興課

・市ホームページからダウンロード

申込受付

・9月6日(日)まで

試験日

・第1次試験

9月16日(水)～10月4日(日)

試験内容

①基礎能力試験

②事務能力試験

※テストセンター方式で行います。

テストセンター方式とは、全国

の試験会場でパソコンを使用し、

受験者が希望する会場・日時(指

定された期間)で受験できるテ

スト方式です。

試験会場

・全国各地のテストセンター



問

総務課 職員係
0986-76-8801

申し込みは
こちらから



みんなが心地よく過ごせるまちへ

「カスタマーハラスメント」を防ぐために

最近、「カスタマーハラスメント(カスハラ)」という言葉が耳にする機会が増えています。カスハラとはお店や病院、公共施設などで働く人に対して無理な要求や暴言を吐くなどの迷惑行為のことです。

令和8年10月に法律が改正され、すべての事業所にカスハラ対策が義務化されます。この機会に、改めて「お互いを尊重し合う関係づくり」について考えてみませんか。

カスハラってどんなこと?

カスハラは顧客や利用者が、立場を利用して「やりすぎな要求」や「相手を傷つける言動」を繰り返す行為です。例えば以下のようなケースが含まれます。

●理不尽な要求

「土下座して謝れ」「今すぐ特別扱いしろ」など、業務の範囲を超えた要求。

●暴言・威嚇

大声で怒鳴る、脅迫する、長時間にわたって執拗に問い詰める行為。

●プライバシーの侵害

SNSへ無断で写真や個人情報を投稿する、店舗内でスマホを向け続ける行為。

誰もが「加害者」にならないために

サービスに対して不満を感じることは誰にでもあります。しかし不満を伝えることと、相手を追い詰めることは違います。

●一呼吸置く

感情的になったときは、一度深呼吸をしましょう。

●冷静に伝える

要望は具体的かつ冷静な言葉で伝えましょう。

●相手の立場を想像する

窓口やお店で働く人も、同じ地域で暮らす一人です。思いやりを持って接しましょう。

「お客様は神様」ではありません。「お互いさま」の気持ちで、働く人も利用する人も、みんなが安心して過ごせる曾於市を一緒につくっていきましょう。